

大阪府中央区地域防災計画

～その時に備えて～



令和3年3月改訂

大阪府中央区役所

中央区地域防災計画の改訂について

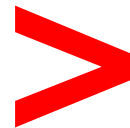
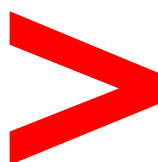
毎年、台風や大雨による被害が日本各地で発生し、また、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中で、これまで発生した大規模災害での課題と教訓を踏まえ、自分（家族）の命は自分（家族）で守る「自助」、地域・近所で助け合う「共助」、行政機関による「公助」の取り組みを、これまで以上に進めることが重要となっています。

平成 29 年の本計画改訂以降、猛烈な台風が接近・上陸した場合の高潮浸水区域が公表されたことや、寝屋川水系の河川氾濫や浸水（内水氾濫による）発生のおそれがある時に、区内の一部の地域が避難情報発令の対象区域になったこと、また、感染症禍では感染拡大防止のために避難所の受入可能人数が少なくなるため、区民のみなさまに、災害時避難所への避難だけでなく「在宅避難」などの多様な避難をご検討いただく必要が生じたことから、本年、この計画を改訂させていただきました。

行政だけでは十分な災害対応はできません。災害による被害を減少・縮小するためには、区民のみなさま、事業所のみなさまのご協力が不可欠であり、これまで以上に「自助」「共助」の取り組みを中心に、災害への備えを一層進めていただく必要があります。

災害とその被害を知り、より効果的に日頃からの備えを実施いただくためにこれまでの計画と同じように、災害想定などをイラストや画像を多く用いて、みなさまにわかりやすいように改訂しております。本防災計画が、みなさまの日頃の災害に対する備えや取り組みの一助となれば幸いです。

令和 3 年 3 月
大阪府中央区長



目 次

第1章 中央区の特性	1
第2章 災害想定	4
第1節 地震〔液状化、津波〕	5
1 直下型（内陸活断層等による）の地震	
2 海溝（プレート境界）型の地震	
3 地震による液状化現象	
4 津波	
第2節 風水害〔台風・豪雨〕	16
1 台風による災害	
2 河川氾濫による災害	
3 内水氾濫による災害	
第3章 対策	21
第1節 災害に対する事前の備え	22
1 中央区役所の取組み（公助）	
2 家庭や事業所での対策（自助）	
3 隣近所での対策（共助）	
第2節 応急対策期における対応について	41
1 自分の身を守る（自助）	
2 地域で守る（共助）	
3 区役所の役割（公助）	
第3節 生活再建のために（復旧期の対策等）	62
1 避難生活（自助・共助）	
2 生活の再建にかかる区役所の役割（公助）	

（参考）大阪市防災・減災条例